

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年10月28日～2021年11月3日)

令和3年(2021年)11月5日

H E A D L I N E S	
<p>政治</p> <p>欧州司法裁判所(ECJ)の罰金支払い命令に関するドゥダ大統領の発言 「法と正義」(PiS)と「新生ポーランド」の政治協力協定の締結 ポーランド全国裁判所評議会(KRS)の欧州司法評議会ネットワーク(ENCJ)からの除籍 パヴェウ・ザレフスキ下院議員が「ポーランド2050」へ加入 「法と正義」(PiS)と「共和党」の政治協力協定の締結 下院におけるいわゆる STOP LGBT 法案の第1読の実施 ドゥダ大統領による国家の国境警備の構築に関する法律の署名 18歳以上の成人に対するワクチンのブースター接種申込み受付開始 領域防衛軍の国際会議への参加 欧州議会による欧州委員会の欧州司法裁判所への提訴 駐ポーランド・ベルギー大使のポーランド外務省への召喚 ドゥダ大統領とサンドゥ・モルドバ大統領との電話会談 駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使のポーランド外務省への召喚</p>	<p>お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 FAX 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてはこちら。 お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p>
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 警察がマスク未着用者に対する取締りを強化 イタリア人に対する暴打事件が発生 独立記念日に際して行われる行進に関する動向 FBI長官の当地訪問</p>	
<p>経済</p> <p>下院、「Polish Deal」の下での税制改革パッケージ法案を可決 開発・技術省、「Polish Deal」に関するヘルプラインの設置を予定 雇用主による従業員のワクチン接種状況の情報アクセスに関する法案策定作業 10月の購買担当者景気指数(PMI) 中央銀行、利上げを決定 ソラリス社が2連結電気バスをデンマークに供給 ポーランドの原子力プロジェクトに対する韓国の関心 ポーランド鉱山機械メーカーグリーンボンド発行 ポーランド国営精銅採掘会社(KGHM)による小型モジュール炉建設計画 モラヴィエツキ首相のCOP26出席 政府が水素戦略を採択 ポーランド、ロシアのドイツに対するガス供給停止によりガス輸入量が増加</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

欧州司法裁判所(ECJ)の罰金支払い命令に関するドゥダ大統領の発言【10月27日】

10月27日、ドゥダ大統領は、ポーランド国営テレビTVPとのインタビューで、欧州司法裁判所(ECJ)がポーランドに対してトウルフ炭鉱における採掘停止や最高裁判所規律部の停止等に関する暫定措置の不履行を理由として欧州委員会に罰金を支払うように命じたことについて、「非常に懸念している。ポーランド人に危害を加えることが、誰にとっても重要であるのかわからない。冬がやってくる。ポーランド人に電気がない生活をさせるべきなのだろうか。EUの全ての加盟国は、自国の利益を追求する。我々は自分たちの潜在的可能性を実現したいと考えているが、これは誰にとっても望ましいとは限らない。我々は、誰もが好むわけではない選択をしてきた。必ずしも全員が民主主義を尊重しているわけではない。この対立については様々な理由がある。確かに、ポーランドで起きていることに関する報道には多くの嘘が含まれている。」と述べた。

「法と正義」(PiS)と「新生ポーランド」の政治協力協定の締結【10月28日】

10月28日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首とオチェパ「新生ポーランド」代表は、共同記者会見を開き、両者間で政治協力協定を締結したと発表した。カチンスキ党首は、PiS及び「新生ポーランド」は議会党派PiSに属し、ともに次期議会選挙に臨むことになることと明らかにした。また、オチェパ代表は、「統一右派」のプログラムを更に支援すると述べ、安全保障、経済、地方自治、欧州政策及び保健政策の5分野が優先事項であると付言した。さらに、「新生ポーランド」は、次期地方選挙でワルシャワ市長候補者を擁立することとなった。

ポーランド全国裁判所評議会(KRS)の欧州司法評議会ネットワーク(ENCJ)からの除籍【10月28日】

10月28日、ヴィリニウスで開催された欧州司法評議会ネットワーク(ENCJ)の臨時総会において、ポーランド全国裁判所評議会(KRS)がENCJから除外されることが決定された。ENCJの加盟条件は立法府・行政府から独立していることであるが、KRSの構成員となる裁判官の選出方法は独立を保てていないことが理由として挙げられた。2020年5月にENCJ運営委員会はKRSのENCJからの除名を要請しており、パヴェウ・スティルナKRS議長は今回のENCJ臨時総会への出席を拒否していた。

パヴェウ・ザレフスキ下院議員が「ポーランド2050」へ加入【10月28日】

10月28日、パヴェウ・ザレフスキ下院議員が議員グループ「ポーランド2050」に加入した。これにより、「ポーランド2050」は、下院で8名の議員を擁することとなった。同議員は、2021年5月に「市民プラットフォーム」(PO)から除籍された後、無党派議員として活動していた。

「法と正義」(PiS)と「共和党」の政治協力協定の締結【10月29日】

10月29日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首とビエラン「共和党」党首は、両党間で政治協力協定を締結したと発表した。カチンスキ党首は、既に政治協力協定を締結していたが、連立政権内の問題が全て解決されるまで発表を待っていたと明らかにし、同協定は両党が次期議会選挙、欧州議会選挙、地方選挙にともに臨むことを決定したものであり、次期大統領選挙においても統一候補者を擁立することを期待すると述べた。

下院におけるいわゆるSTOP LGBT法案の第1読の実施【10月29日】

10月29日、下院は、集会に関する法律の改正案(いわゆるSTOP LGBT法案)の第1読を実施し、行政・内務委員会での作業に回すことを決定した。同改正案は、カヤ・ゴデク財団によって14万人の市民の署名と共に提出されたもので、LGBTに関連した集会の実施を禁止する規定を含んでいる。

ドゥダ大統領による国家の国境警備の構築に関する法律の署名【11月2日】

11月2日、ベラルーシ国境沿い地域に不法移民の流入を防ぐためのフェンスを建設することを目的とした国家の国境警備の構築に関する法律がドゥダ大統領によって署名され、11月3日、官報に掲載され、発効した。同法律は、10月14日に下院で採択された後、10月27日に上院が13個の修正を付して下院に差し戻し、下院はそのうち5つの修正案を反映させて再度採択したものである。フェンスの建設費用は、約16億PLNとされている。

18歳以上の成人に対するワクチンのブースター接種申込み受付開始【11月2日】

11月2日、18歳以上の成人を対象とした新型コロナウイルス感染症ワクチンのブースター接種の申込み受付が開始された。ブースター接種においては、ワクチンを既定回数接種してから6か月が経過していることが条件であり、ファイザー製又はモデルナ製のワクチンが使用される。服用量については、ファイザー製は1回分(0.3ml)、モデルナ製は0.5

回分(0.25ml)となっている。なお、ファイザー製若しくはモデルナ製のワクチンを既に接種済みの者

は、ブースター接種の際も同じ種類のワクチンを打つことが推奨される。

外交・安全保障

領域防衛軍の国際会議への参加【28日】

10月26日から28日の間、領域防衛軍司令部の代表は、ジョージアにおいて開催された初の領域防衛に関する国際会議に参加した。会議には、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ及び米国の代表が参加して東欧地域の安全保障環境の変化に対応する軍の現状と今後の課題について話し合ったほか、同会議が、各国の協力関係を構築し、経験及び情報を交換する上で有意義なものであると結論付けた。

欧州議会による欧州委員会の欧州司法裁判所への提訴【10月29日】

10月29日、欧州議会は、法の支配が脅威にさらされているEU加盟国に対するEU予算の支払いを停止する規則である「法の支配コンディショナリティ」の適用を怠っていると、欧州委員会を欧州司法裁判所(ECJ)に提訴した。同規則は本年1月から効力を有しているものの、欧州委員会はその発動を控えてきた。一方、ポーランド及びハンガリーは、同規則のEU法適合性についてECJで係争中である。

駐ポーランド・ベルギー大使のポーランド外務省への召喚【10月29日】

10月29日、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、駐ポーランド・ベルギー大使を外務省に召喚し、ドゥ＝クロー・ベルギー首相による10月27日の欧州大学院大学での発言に対する抗議を行った。報道によれば、同首相は、モラヴィエツキ首相によるFT紙でのインタビュー記事を念頭に、挑発的なインタビューを受け、FT紙において新たな世界大戦を宣言することが政治的に必要だと考えている人々は、内政上の理由で火遊びをしていると述べた。シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、同大使に非難と憤りの言葉を伝え、このような公的な発言は、ポーラ

ンドとベルギーの関係を良好なものにするためには寄与しないと強調した。

ドゥダ大統領とサンドウ・モルドバ大統領との電話会談【10月30日】

10月30日、ドゥダ大統領は、モルドバのサンドウ大統領と電話会談を行った。会談の主な議題は、露ガスプロム社のガス供給制限によるガス危機に直面しているモルドバのエネルギー安全保障とポーランド国営ガス会社 PGNiG 社のモルドバ市場でのプレゼンスについてであった。ドゥダ大統領は、ポーランドがモルドバのエネルギー危機を解決したいと考えていること伝達し、今後もモルドバを支援する用意があることを表明した。

PGNiG 社グループによるモルドバへのガス供給が決定されており、モルドバへのロシア以外からのガス供給は今回が初となる。

駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使のポーランド外務省への召喚【11月2日】

11月2日、ヴァヴジク外務副大臣は、駐ポーランド・ベラルーシ臨時代理大使を外務省に召喚した。ヴァヴジク外務副大臣は、11月2日未明に武器を携行した兵士がベラルーシ領土からポーランド領へ侵入した事案に関して、ポーランドの国境侵犯に対する断固とした抗議を伝え、ベラルーシ当局による過去数週間の行動は、意図的なエスカレーションの兆候をますます示していると強調した。同副大臣は、このような行為は受け入れられず、決して容認されないと述べ、ポーランドは自国の国境とEUの外部国境を守る決意をしていると強調した。また、同副大臣は、ポーランドは、ユーロ・アトランティックにおける民主主義国家のコミュニティと共に、ベラルーシ当局が組織した不法移民に一貫して反対していくことを表明した。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【10月25日、11月1、2、4日】

10月25日、国境警備隊は、ベラルーシとの国境沿いにあるウスナシュ・グルニ(Usnarz Gorny)に留めおかれていた移民が同23日頃からいなくなり、同所にはテントなどのみが残されているとツイッター上で明らかにした。

11月1日、国境警備隊は、同国境沿いからポーランドへの不法越境を試みた件数が10月のみで約17,300件あり、8月以降の合計では28,500件を

超えるとツイッター上で明らかにした。

同2日、当地の特務機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、同日午前1時45分頃、同国境をパトロールしていたポーランド兵士が、長い武器を持ち制服を着た何者を発見したので、同らに声をかけようとしたところ、同3名は当該武器に弾を装填した後にベラルーシ側に向かっていったと発表した。

11月4日、カミンスキ内務・行政大臣は記者会見で、2022年前半までにベラルーシとの国境沿いに

高さ5.5mの壁を建設すると発表した。また、同大臣によると、同様の壁をウクライナ、リトアニア及びロシアとの国境沿いにも建設することも検討しているという。

警察がマスク未着用者に対する取締りを強化【10月28日、11月1日】

10月28日、ニエジェルスキ保健大臣は、マスクの未着用者に対しては注意を基本としていたが、今後は罰金を科していくよう切り替えていくという方針を明らかにした。

警察のデータによると、11月1日、警察はマスク未着用者約3,900名に対して注意喚起を行い、うち約1,600名に対して罰金を科したとのことである。また、10月30日からの3日間においては、約5,700名に対して罰金を科したという。現在の規則によると、マスク着用の義務に違反した場合、500ズロチ以上の罰金が科される可能性があるほか、衛生局の指示に従わない場合は、10,000ズロチの罰金が科されることもある。

イタリア人に対する暴打事件が発生【10月28日】

ワルシャワ首都警察は、ワルシャワ市内のナイトクラブにおいてイタリア人3名が10月28日未明に暴行を受ける事件が発生したと明らかにした。うち2名は病院に搬送されたが、既に退院したという。被害者らは10代で、留学でポーランドに滞在している友人にあるためワルシャワに来ていたという。

独立記念日に際して行われる行進に関する動向【10月25、27日】

27日、独立記念日に際して行われる行進に関して、同行進の主催者は、例え同行進が定例集会と認定されなくても、本年11月1日には行進を行うと述べた。

本年は、例年の行われている行進と同じ時間帯及び同じ経路で、全国女性ストライキ関係者14名による集会が届出されている。同女性ストライキは、3日に開いた記者会見において、適切な集会を行うことができるよう警察に警護を依頼したと述べた。

例年、独立記念日に対する行進には、数万人が参加している。

FBI長官の当地訪問【11月2日】

2日、クリストファー・レイ米連邦捜査局(FBI)長官が当地を訪問し、シムチク国家警察本部長官と会談した。国家警察本部によると、今次訪問の目的はポーランド警察とFBIとの協力を強化することにあり、本年10月のシムチク長官の米国訪問の続きであるという。今次訪問においては、サイバー犯罪との闘いに多くの時間が費やされたほか、ポーランド警察官のFBIアカデミーにおける訓練プログラムの再開といった相互協力訓練の強化も議論されたとのことである。他方、その他の犯罪との闘いに関わる協力拡大・強化については議論の余地が残ったという。

本年10月、シムチク長官は米国を訪問し、FBI、ニューヨーク市警、麻薬取締局や国土安全保障省などを訪問していた。

経 済

経済政策

下院、「Polish Deal」の下での税制改革パッケージ法案を可決【10月29日】

下院は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」の優先課題の一つである税制改革パッケージ法案を可決した。同法案はドゥダ大統領の署名を待っており、2022年1月1日に施行される。上院は同法案に多くの修正提案を行っていたが、下院は当該修正提案を否決した。また、ビジネス団体や複数の国会議員は、同税制改革パッケージの開始時期を遅らせるよう求めていたが、これも認められなかった。

開発・技術省、「Polish Deal」に関するヘルプラインの設置を予定【11月2日】

開発・技術省は、数週間以内に、「Polish Deal」インフォメーション・センターに企業向けのヘルプラインを設置予定であると発表した。同ヘルプラインは、保

険料の計算や控除方法の変更等、新たな税制改革パッケージに関する問い合わせに対応するもので、ライブチャットや7日間24時間体制のバーチャル・アシスタント等も提供予定であるという。

雇用主による従業員のワクチン接種状況の情報アクセスに関する法案策定作業【11月2日】

ニエジェルスキ保健大臣は、雇用主が従業員のワクチン接種状況を確認可能とする法案を政府に提出するとし、同法案は次回の下院審議に付される予定であると発表した。同大臣は、法案は新型コロナウイルス感染症対策を念頭に置いた職場の再配置を可能とするものではあるが、ワクチン未接種であることを理由に従業員に無給休暇を与えることを許容するものではないと説明した。

マクロ経済動向・統計

10月の購買担当者景気指数(PMI)【11月2日】

IHS Markitによると、10月の購買担当者景気指数

(PMI)は、53.8ポイントと前月の53.4ポイントからわずかに上昇した。ペースが鈍化しているのは、

輸出需要が弱まっていることと、サプライチェーンの問題によるものと見られている。

中央銀行、利上げを決定【11月3日】

3日、金融政策委員会は、政策金利を0.5%から1.25%に引き上げることを決定した。また、ロン

パート金利を1.0%から1.75%、再割引率を0.51%から1.3%、基準割引率を0.52%から1.35%、預金利率を0%から0.75%にそれぞれ引き上げた。ポーランド中央銀行は、今般の決定につき、インフレの高騰が常態化するリスクを緩和するためと説明している。

ポーランド産業動向

5G 関連動向【10月29日～11月2日】

チェシンスキ首相府サイバーセキュリティー担当政府全権委員 (The Secretary of State for Cybersecurity in the PM's Chancellery) は、国家サイバーセキュリティシステム(KSC)法は、リトアニアの法律のようにサプライヤーを限定する(EU、NATO、OECDのいずれかの国のみ対象)ものではなく、出身国によって企業を差別するものでもないと強調した。同法律では、政府に提出された申請に基づき、サプライヤーの高リスクを専門家が評価し、その意見に基づきサプライヤーが決定される。

一方、ファーウェイ中東欧・北欧担当副社長は、今次法改正により、通信事業者がファーウェイ製機器の購入を見合わせるなど、既に苦境に立たされていると指摘した。また、ポーランドが同社を市場から排除しようとしていることに対し、欧州司法裁判所(ECJ)に訴える用意があると警告している。さらに、ポーランド側の取組は、国際的な自由貿易と平等な扱いの原則に反するもので、中国との二国間投資協定に違反しており、ポーランドのイメージに影響を与え、長期的な投資を計画している中国企業の意欲を失わせるというマイナスの影響があると述べている。

マリノフスキ・ポーランド雇用主連盟 (Employers of Poland) 会長は、同法案は通信事業のみならずポーランドのデジタル経済全体にとって重要であるにもかかわらず、パブリック・コンサルテーションに十分な期間が与えられなかったと苦言を呈している。なお、当初発表されたパブリック・コンサルテーション期間は1週間とされていたが、産業界からの要請を受けて2週間に延長された。ただし、産業界は通常通り30日間の期間を設けることを求めている。

ソラリス社が2連結電気バスをデンマークに供給【11月2日】

ソラリス社は、オールボー(デンマーク第4の都市)の公共交通機関を運営する Tide Bus Danmark 社から14台の2連結電気バスを受注した。当該バスは長さ24mで最新の安全システムが装備されている。

ポーランドの原子力プロジェクトに対する韓国の関心【11月3日】

韓国の国営エネルギー会社KHNPは、総設備容量8.4GWのAPR1400原子炉6基をポーランドに

建設することをポーランド政府に申し出る予定である。同社は、ポーランドの2040年までのエネルギー戦略(PEP)と原子力開発計画(PPEJ)で示された期限に間に合わせる事ができると述べている。

10月下旬、KHNPは、2022年第1四半期までにポーランドの原子力プロジェクトに対する包括的な提案を提示すると発表した。ポーランド政府のエネルギー戦略の下で、ポーランドは6つの原子力発電所を建設する予定で、最初の原子炉は2033年に稼働を開始し、約1～1.6GWの電力を生産し、その後の原子炉は2～3年ごとに建設する。KHNPによると、APR1400原子炉は、ポーランドで定められた基本要件を満たしている。

なお、ポーランドは既に米国と政府間協定に署名して、その下で米国企業が来年申し入れすると見られている。また、フランスの国営電力グループEDFは、4～6基の原子力発電所の建設を先月28日に提案している。

ポーランド鉱山機械メーカーグリーンボンド発行【11月3日】

ポーランド鉱山機械メーカーFamurグループは、環境に配慮したプロジェクトの資金調達するため、4億ズロチ(8,713万ユーロ)相当のグリーンボンドを発行した。同グループは、「グリーンボンドフレームワーク」をウェブサイトで公開しており、資金調達の目的と、債券発行による資金がどのような投資に充てられるかを定義している。同社は、太陽光発電所を開発し、石炭鉱業関連企業の中でグリーン・トランスフォーメーションのリーダーとなることを計画している。

ポーランド国営精銅採掘会社(KGHM)による小型モジュール炉建設計画【11月4日】

ポーランド国営精銅採掘会社(KGHM)は、ポーランド西部の銅鉱床を、小型モジュール炉(SMR)への投資候補地として検討している。小型モジュール炉で発電されたエネルギーは、大量にエネルギーを消費する銅工場への電力供給、鉱山の冷却消費用に使用される予定。同社は、2030年までに1号機を建設し、4～12基の原子炉を設置することを想定しており、自己資金で建設を計画している。

エネルギー・環境

モラヴィエツキ首相のCOP26出席【11月1日】

1日、モラヴィエツキ首相はグラスゴーにて開催中のCOP26リーダーズ・サミットに出席した。同首相は、エネルギー移行は公平かつ国民の安全を確保するものであるべきで、我々は気候中立に向けて進んでいるが、パンデミックの経済的な影響及び各国・地域の発展状況の差を忘れてはならないと述べた。また、気候変動対策という共通目標の達成に向けて、各国は強い経済だけではなく、誰一人取り残さない社会を創るべきであるとし、ポーランドは良い職、安価なエネルギー、クリーンな環境という3つのステージで同目標を追求するとした。

政府が水素戦略を採択【11月2日】

2日、閣僚評議会は2040年を見据えた2030年までの水素戦略を採択した。同戦略において、国内の水素経済の発展に向けた主な目標とそれを達成するために必要な取組が明確となった。気候・環境省によると、同戦略の目的は、ポーランドの水素経済を立ち上げ、ポーランドが気候中立を達成し、ポーランド経済の競争力を維持することにあるという。今後10年以内に、2GWの水素製造設備を国内で稼働し、バス800～1,000台の動力源とするとともに、32か所の水素燃料補給ステーションが設置される

予定である。同戦略によると、例えば再生可能エネルギー源やゼロ・エミッション技術を利用して製造された水素など、低排出水素のみを対象に、水素経済の発展に向けた支援プログラムが提供される。また、二酸化炭素回収・貯留(CCUS)を利用した時のみ、化石燃料による水素製造の支援を受けることができる。

ポーランド、ロシアのドイツに対するガス供給停止によりガス輸入量が増加【11月3日】

ポーランドの国営石油ガス会社 PGNiG は、ロシアがヤマルパイプラインによるドイツへのガス供給を停止したことを利用して、ポーランド領内での輸入量を増やしたと報告した。同社は、既存のパイプラインを利用し、契約された容量の範囲内で、天然ガスを供給しており、これには、独との接続部分(Mallnow)も含まれている。同社は、11月1日以降、ドイツ方面からの供給量を増やした。

独政府はノルド・ストリーム2(NS2)の認証に向けてあらゆる行動をとっているが、その手続きが完了するのは2022年春以降になると見通されている。しかし、ポーランドとドイツの規制当局は、露ガスプロムが必要な許可を取得せず、罰則金を支払ってでもNS2の操業を開始する可能性を懸念している。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となっ

た他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。
開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, Kraków
詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。
開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków
詳細：<https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【予定】ポーランド碁選手権大会【2021年11月11日(木)～14日(日)】

ビャウイストク工科大学にて、ポーランド碁協会主催「ポーランド碁選手権大会」が開催されます。オンライン・ライブ放送も予定されています。
開催場所：ビャウイストク市、Wydział Informatyki, Politechnika Białostocka, Wiejska 45A, Białystok
オンライン・ライブ放送：<https://online-go.com/>
詳細：<https://mp.go.art.pl/2021/pl>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)